

東武会NEWS

東武会NEWS
No.2106
平成21年6月発行

今月の
トピック

中小企業緊急雇用安定助成金

雇用調整助成金制度を見直し、中小企業緊急雇用安定助成金制度を創設されました。
(平成20年12月から当面の間の措置となります。)

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業事業主が、その雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当若しくは賃金等の一部を助成されます。

○休業等休業手当相当額の4/5(上限あり)支給限度日数:3年間で300日(最初の1年間で200日分まで)

【受給額】 教育訓練を行う場合は上記の金額に1人1日6,000円を加算

○出向・出向元で負担した賃金の4/5(上限あり)

困りごと無料相談会

行政書士東武会では困りごと無料相談会を開催しております。

日常生活やご商売での困りごと、お気軽にご相談ください。

公共施設相談会
開催日程
(ご予約不要)

7月25日(土)9:00~17:00

志木市民会館

8月26日(水)10:00~17:30

にいざほっとぷらざ

9月5日(土)9:00~16:30

朝霞市産業文化センター

10月3日(土)9:00~17:00

志木市民会館

10月18日(日)9:00~17:00

富士見市民文化会館

事務所相談会
開催日程

~毎月第3土曜日~

(予約制・1日8組まで)

ご予約はTEL/FAX、メールにて

8月8日(土)9:00~18:00

東武会事務所

9月19日(土)9:00~18:00

東武会事務所

10月17日(土)9:00~18:00

東武会事務所

「相続・遺言」の出張勉強会開催中!

4名様以上のグループに出張します。費用はテキスト代×人数分のみです。詳細は事務所までお問い合わせ下さい。

その他各種勉強会出張開催いたします

詳細については、事務所までお問い合わせ下さい。

なるほど!
行政書士

「全国の住民票1枚から」

安定した中小企業の資金繰りには普段からのサポートが必要です。東武会資金繰りサポートでは元金融機関職員で行政書士・FP・宅地建物取引主任者が「中小企業資金繰り無料相談会」を毎月開催しています。

中小企業緊急雇用安定助成金

【主な受給の要件】

(1)

[1]最近3ヶ月の売上高又は生産量等がその直前3ヶ月又は前年同期比で減少していること。

[2]前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量が5%以上減少している場合は不要。)

(2)

従業員の全一日の休業または事業所全員一斉の短時間休業を行うこと
(平成21年2月6日から当面の期間にあつては、当該事業所における対象被保険者等毎に1時間以上行われる休業(特例短時間休業)についても助成の対象となります。)

(3)

3ヶ月以上1年以内の出向を行うこと(出向により当該助成金の申請を行う場合)

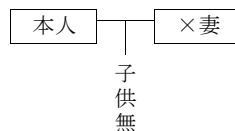
(中小企業庁HPより抜粋)

今月の「困りごと」 “困りごと無料相談会”より

当会主催の困りごと無料相談会で多い相談例を、統合整理し掲載しております。



今年75歳になりますが元々1人子であり、長年連れ添った妻に先立たれ、子供も無く今後の事を考えると不安です。もし自分が痴呆になった場合や介護が必要になった場合それ以外にも高齢者の1人住まいで気をつける点等あったらお聞きしたいのですが。



前回までに「介護保険制度」「成年後見制度」について触れました。この2制度は身体的、財産的に最小限のセーフティネットですので、元気な内に適用要件等調べておいても良いと思います。その他の考えてみる点を箇条で挙げてみると、

- ①遺言書・原状では相続人不在である事も考えられます、最終的に残った財産を誰か相続(遺贈)させたい人があれば遺言書の作成が必要です、具体的な相続させたい人がいない場合でも例えば社会福祉事業に寄付したい等の場合も遺言書が必要です。
- ②介護施設等への入所・将来1人住まいが不可能になる場合も考えられます、元気な内に施設等の見学をしておくのも必要かも知れません。施設は千差万別です、あまり深刻に考えずに自分に合いそうな施設のイメージを探してみるのも考えだと思えます。
- ③高齢者福祉課等の施策確認・お住まいの市区町村役場で高齢者福祉施策を調べておくことも大事です、市区町村により多少の差がありますし、あまり宣伝等をしないのでこちらから確認しておく事も大切だと思います。
- ④何より生きがいを見つけること・見つかる、見つからないという事よりも、見つかるための活動をする事自体が大切だと思います。

行政書士東武会

事務所の所在地 埼玉県新座市東北1-6-28 電話 048(487)2014
ご案内 (内藤行政書士事務所内) ファックス 048(299)3240
ホームページ: http://www.toubukai.net メール: info@toubukai.net

行政書士は法律に基づく国家資格者です。申請書類・相続関係書類などの権利義務・事実証明に関する書類の作成・相談を行なっています。